

平成 26 年 3 月 20 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君） 2 番（濱中幸三君） 3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君） 5 番（佐々木邦久君） 6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君） 8 番（上川正衛君） 9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君） 11 番（藤本誠助君） 12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1 名

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（難波正樹）
教 育 長（藤本義則）	総務課長兼企画課長（糸 英彦）
税 務 課 長（中井俊博）	福 祉 課 長（須浪宏和）
健康増進課長（奥村 忠）	住民環境課長（椎木 孝）
人権対策課長（澤田 穰）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（前田満照）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（南堀英二）
病院事務長（三木俊明）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	債権管理室課長（岡田耗使）
総務課課長補佐（川田順也）	総 務 課 係 長（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史） 書記（塩本 元）

議事日程 第 3 号

別紙のとおり

平成26年3月土庄町議会定例会
議事日程（第3号）

（平成26年3月7日招集）

平成26年3月20日（木曜日）午前9時30分 開議

第 1 一般質問

開議

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

これより、本日の日程に入ります。

一般質問

○議長（川本貴也君）

日程第1、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔、明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（川本貴也君）

8番 上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

おはようございます。8番、上川です。2点ほど質問させていただきます。

まず、1番目でございますけれども、最近では国や地方自治体の公共事業で受注業者が決まらない入札不調が深刻になっております。安倍政権の経済政策「アベノミクス」や公共事業増額の影響で建設需要が急速に高まり、建設業の人手不足に拍車がかかっているためと言われております。東日本大震災の復興事業の遅れや、2020年東京五輪の施設建設費の高騰などにも影響を及ぼすと言われております。

国土交通省によりますと、国が13年度上半期4月から9月に行った公共事業で、入札不調など業者が決まらないケースは1,523件で、2012年度の1,339件を既に上回っております。全国平均で16.2%が入札不調と言われております。

災害に強い国づくりを目指す「国土強靱化」を掲げる安倍政権が13年度以降、縮小傾向が続いてきた公共事業費の増額に舵を切り、各地で公共事業が復活していることも影響しているのだと思います。

公共事業費増額で建設需要が増え、人手不足に追い打ちをかけ、ここ数年で人件費が上昇しているようです。また、13年の建設業の就業者数は499万人で、ピークの1997年から約200万人減っております。国交省は今年2月、入札不

調の解消につなげようと、労務単価を全国平均で昨年4月に比べて7.1%アップの1日16,190円に引き上げました。これに対しての自治体側も対応が急がれております。

本町では今後5、6年の間には大型公共施設の建設更新事業が集中しており、新小学校建設では職員の皆さまのご努力により、これらの影響を受けずに着工できております。しかし、ごみ・し尿施設の更新、公共施設の耐震化に関する工事、また広域事務組合ではありますが、消防庁舎の建て替え、消防デジタル無線化への変更工事があり、医療事務組合でも新病院建設があります。新病院に関しましては、皆さまご承知のように、3月14日に本体工事の入札が行われました。しかし応札に応じたのは1社のみで、予定価格を上回っていたので落札には至らなかったようでございます。

わが町では、行財政改革に取り組み、職員数の削減や事業の見直しなどを行ってきました。そして、財政調整基金は2008年度の5億5千万円から13年度は20億8千万円までに積み上げてまいりました。けれども、大型公共施設事業を進めるために、2019年度には1億3千万円までに減少してしまいます。このような厳しい財政状況下のもと、建設価格の高騰による入札不調、この余波の影響をどのような方法で避けていくのか、対策を考える必要があると思われませんが、いかがでございましょうか。

続きまして、第2番目でございますけれども、2010年、2013年と瀬戸内国際芸術祭は大きな成果をあげました。本町にも芸術祭期間中には若い人たちが溢れ、路線バスには大勢の人が乗り込み、いつもはない光景がありました。

この芸術祭のおかげで、小豆島も今まで以上に知名度も上がったかと思えます。そして、何よりも大きいのが豊島美術館の誕生ではないでしょうか。豊島美術館は今や世界有数の建築家とられました西沢立衛氏の設計で、見事な建築物だと思います。現在、閉会中でも多くの人々が訪れているようです。

2010年初めて開催される時、あのように大勢の人々が訪れるとは思いませんでした。しかも若い男女が圧倒的に多かったと思います。初めて芸術祭の力を知らされた気がいたしました。

2010年には作品展示場が豊島、肥土山に集中しており、小豆島町には中山に2つほどの作品がありました。前町長も初めての試みでもあり、不安もあったと思いますが、積極的にこの瀬戸内国際芸術祭を、町をあげて応援をいたしました。その甲斐あり、大成功だったと思います。

そして、3年後の2013年の瀬戸内国際芸術祭の開催。春会期、夏会期、秋会期とありましたが、今回も大成功だったと思っております。ただ気になることがあります。前回にはほとんど会場になってなかった場所が、今回には多くの

作品展示場となり、少し偏った会場設定になっているのではと思いました。小豆島全体に光を当てるなら、隔たりなくまんべんに光を当てるべきだと思います。

県議会経済委員会は21日、第2回瀬戸内国際芸術祭で実行委員会の総合ディレクターを務めた北川フラム氏を招き、運営について意見交換会を開き、北川氏は自身への権限集中が指摘されたことについて説明したと報道されています。この報道で考えられることは、展示会場についてもかなり北川氏の意向が反映されているのではないか、ということです。

北川氏は「アートディレクターとしてやるべきことをやったと思っているが、いろいろな面で説明が足りなかった」と述べられておられます。また、県議会の大山経済委員長は「第3回芸術祭の開催や体制については、あらためて2月議会で議論する」と述べられています。そして、3月18日の四国新聞に、浜田知事は17日、2016年に3回目の瀬戸内国際芸術祭を開催するという意向を表明したともありました。これを受けて、本町も次の瀬戸内国際芸術祭に向けて、今からでも準備をしていき、強く働きかけをし、小豆島全体がまんべんなく会場となり、もっともっと小豆島のことを、よく理解していただけるような対策を練っていくべきだと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

上川議員の1点目のご質問にお答えいたします。

今年度、香川県内の市町におきましても、入札不調が相次いでおり、入札のやり直し等を実施するケースが増えてきております。

本町におきましては、現在のところ入札不調となったケースはありませんが、先日3月14日に入札が行われた小豆医療組合の小豆新病院新築工事では、議員のおっしゃるとおり、2社の応募があり、そのうち1社は辞退し、入札参加は1社のみとなり、その入札も不落となりました。今後も、一部事務組合の事業を含め、大型の公共事業が計画されており、入札不調の可能性が懸念されます。

入札不調となる主な原因としましては、現場代理人や主任技術者などの技術者や職人、作業員の不足と、急激な人件費や資材価格の高騰により、実勢価格と設計価格が乖離していることが考えられます。

そのため、本町におきましては、設計価格の設定について、直近の単価を適用したものへの徹底を図るとともに、実勢価格との乖離のおそれがある場合は、業者、メーカー等から見積りの提出を求め、過去の工事实績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切な価格設定を行うように努め

てまいります。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

上川議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

2010 年の芸術祭の作品数は、小豆島内では、肥土山地区・中山地区を拠点に、土庄町内には 6 作品、小豆島町内の中山地区には 4 作品、合計 10 作品が小豆島内に設置されました。また、豊島では、直島福武財団の豊島美術館をはじめ、17 作品が展示されました。昨年 の 2013 年の芸術祭では、小豆島内には 29 作品が展示され、うち土庄には 7 作品、豊島には 16 作品、合計 23 作品が土庄町内に設置された作品数です。作品数だけを比較いたしますと、豊島での 16 作品と小豆島内の土庄の 7 作品を合計いたしますと、公式アート作品は 23 作品となりますので、小豆島町公式アート作品 22 作品とほぼ同数になります。

次に、質問の主題の、会場決定、運営方法につきましては、北川フラム総合ディレクターの提案や判断が、ほぼそのまま通る組織運営体制で行われていました。瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長である浜田香川県知事は、北川フラム氏への権限集中に批判が出たことなどを受け、2 月 12 日に開催されました香川県議会経済委員会のなかで、「今後は、県がより主体的に関与できるよう体制を見直す」と述べ、芸術祭専門の常設組織を設置する考えを示しています。

また、21 日には、香川県議会経済委員会に北川フラム氏を招き、運営について意見交換会が行われました。「説明不足」と北川フラム氏本人も認めつつ、次回開催には意欲を示されております。

さらに、先ほど上川議員も言われましたが、3 月 17 日には浜田香川県知事は 2016 年に 3 回目の瀬戸内国際芸術祭を開催する意向を正式に示し、3 月 25 日の総会に諮問するとの発表がありました。実質的な事務局となる香川県の芸術祭推進室を課に格上げし、専任の次長級職員を置き、計画段階から行政がより主体的に取り組めるように改善するとの説明がありました。

以上の香川県議会の経過状況を踏まえ、土庄町といたしましては、今後、次回開催に向けて、香川県を中心とする実行委員会が関係市町の主体性が十分発揮できるような組織体制・運営方法になるように実行委員会事務局とともに取り組んでまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

8 番 上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

8 番、上川です。

入札不調に関しましては、この間の 2 月 7 日に広域行政事務組合の研修で三観広域行政組合の消防庁舎新設工事の研修に参りました。そのときに、説明を受けた話といたしまして、まず本部・南消防庁舎と北消防庁舎、その 2 件の建設工事を今やっている、北に関しては今からということでございますけれども、本部・南消防庁舎の建設事業は、延面積が 3,153.95 m²で、一期工事の竣工が 27 年 3 月とありました。そして、私が行ったときには、基礎工事の真っ最中だったと思います。そして、施工金額が 10 億 2,018 万円ということをお聞きいたしました。1 m²あたり、323,460 円という数字になります。この本部・南庁舎はすでに着工されておりました。

そして、もう 1 つ、北消防庁舎も計画されておりますけれども、これは竣工日が 28 年 3 月という話でした。これも、北消防庁舎の施工費をお聞きしたんですが、まだ入札も終わっていないということで、金額は聞かれませんでしたけれども、本部・南庁舎と比べると 2、3 割多く見積もっておりますということでございました。これでいきますと、北庁舎は 2,082 m²で、1 m²あたりが 388,150 円という数字になります。一方、小豆消防本部の今計画されております西署新庁舎は延面積が 2,494.23 m²で、予定額は 7 億 7,700 万円と聞いております。これで 1 m²あたり換算しますと、312,625 円となります。

こういったことを考えますと、三観広域行政組合の方が、いわゆる諸条件に、小豆島よりかなり有利な地域だと思えます。ですけれども、三観広域の方が多く金額が出ております。内容については、そこまで詳しく知っておりませんが、建物としては、そういうふうな金額になります。ですから、こういったことを踏まえまして、今からかなり厳しい状況になるのかなというふうに思っております。そして、先ほど課長の方から答弁いただきましたけれども、価格設定が公共事業の場合、早い段階で計画していると思えます。そして、計画から入札までの期間が相当長いかなと思えます。そういった意味で、当初のずれが昨今のように非常に速いスピードで価格が変化しますと、それに追いついていかないのではないかなというふうな気がしております。ですから、そこらへんも含めてお聞きしたいかなと思えます。

それから、瀬戸内国際芸術祭でございますけれども、課長の答弁にございましたように、3 月 18 日の四国新聞に詳しく出ておりました。国際芸術祭推進室を課に上げて、昇格して専任の次長級職員を置くといったようなことも出ておりました。そういう意味で、県も相当力を入れて、次の第 3 回を考えているようでございますので、わが町も、当然のことでございますけれども、この県の体制にアプローチして、一緒になって盛り上げていただきたいというふうに思っております。お願いします。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

上川議員の再質問にお答えいたします。

特殊な工種あるいは仮設等につきましては、考え方により差異が生じる可能性があると思っております。予定価格の策定にあたっては、応札者の見積りを活用するなど、実勢価格をよりいっそう予定価格に反映するよう工夫を重ねなければならないと思っております。また、発注者側の積算価格と実勢価格との乖離を是正し、不調・不落を発生しにくくする必要もあろうかと思っておりますので、契約後、資材あるいは労務費が高騰した場合の変動に備え、受注者からの申請に応じて、柔軟な適正な対応を図るべく、努力も必要かと思っております。いずれにせよ、公平・公正な競争環境を確保しつつ、不調・不落が生じないよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

先ほどの上川議員の再質問にお答えいたします。

2016年芸術祭におきまして、先ほど上川議員が言われましたように、できるだけ早く町として要望事項をまとめ、その案を北川フラム氏に可能なかぎり、要望していくことも大変重要であると考えております。その点を踏まえて、行動に移したいと思っております。

○議長（川本貴也君）

8番 上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

8番、上川です。

自治体の公共事業は、原則として競争入札で入札価格の最も低い業者を決め、単年度で契約するよう地方自治法などで定められております。そのため、国も24日、地方自治体の公共事業の発注方法に関し、複数年契約や複数年工事の一括発注などを採用するように促すことを決めたと、新聞に報道されておりました。そういった意味で、今、課長から答弁ございましたように、いろんな方法をですね、探りながら入札不調をなくしていく努力も必要かと思っております。そこについて、この国の対策等についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

入札の不調・不発対策につきましては、国土交通省の方から通達が出ております。その中で、一番大切なことは、資材の遠隔地からの調達に伴う輸送費あるいは購入費、そういったものを反映させながら、実態価格に応じたように設計金額をやり直すといったことも指摘がありますので、こういった指摘を忠実に今後、入札のときに反映させて、このようなことがないように努めていきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

おはようございます。2番、濱中です。

私は、高校、観光産業、医療に関する3点の一般質問を行います。

土庄町自治会連絡協議会は、現在の土庄高校の位置が豊島を含めた小豆郡の中心地であること、土庄高校は一部耐震化が完了しているうえに用地買収費が不要であり、建設費が安くなり我々の税金の節約ができること、陸海交通の結節点で人口の集中地区であることなどから、香川県に対して、新しい高校の建設位置を現在の土庄高校用地に変更するように、昨年11月に6,580人の署名を添えて、県知事と教育長に陳情しています。しかし、この陳情に対する県知事・教育長の回答はいまだ届いていません。

このような状況の中で、前岡田町長は昨年12月議会の一般質問の回答の中で、土庄へ高校を建設することを諦めて、「高校跡地をどのように活性化の拠点にするか考える」と回答しました。いまだ陳情の回答をもらっていない中での町長の言葉に、陳情書に署名された方はどんな気持ちになったのでしょうか。ため息が聞こえてきます。

私は、香川県には3つの責任があると考えています。1つは、我々土庄町自治会連絡協議会が陳情したことに対して、香川県は住民が納得できる説明を行う責任です。2つ目は、2つの町の合意事項であった「高校は土庄に建設する」約束を反故にし、住民の意思に反して、何が何でも東蒲生に建設するというのであれば、高校の建設より先にしなければならないことがあります。その1つは道路の整備です。現在の国道は非常に狭く、朝のラッシュ時に自転車で通学することは大変危険です。後ろから車にはねられる恐れが強いです。命は失うと元に戻りません。香川県は道路整備を先に進め、通学の安全が確保されてから高校の建設を進める責任があります。もともと2つの町の住民は、高校の統合は急がなくてもよいと言っていました。開校が遅れても住民は納得すると思います。3つ目は、通学の距離・時間が長くなり、子どもと親にとって、体

力・心の負担が大きくなります。豊島の甲生から通学するには、自転車・船・バスを乗り継がなくてはなりません。さらに、通学費の増加は保護者の負担増になります。今の高校教育は義務教育と同じようになっています。香川県はこれらの問題について住民に丁寧に説明し、解決案を提示し、理解を得る責任があります。町長はこの3点についてどのようにお考えですか。

また跡地の活用について、香川県が主導して検討委員会をつくって協議を開始しています。土庄町の中心地に子どもがいなくなり、大きな空洞が生まれ、町の衰退に拍車がかかります。香川県は自らが選択したこのことについて、責任をもって対応しなければなりません。土庄町は自らの問題であるので、もっと真剣に考えなくてはならないと思います。土庄町と自治会は検討委員会に委員を派遣して、積極的に跡地の活用について意見を表明すべきであると思います。土庄町は跡地検討委員会にどのようにかかわっていき、跡地をどのように活用するか考えておりますか。

2点目は、町の基幹産業である観光産業の振興策についてお伺いします。

1つは広域観光です。瀬戸内国際芸術祭が終わっても、土日には豊島の美術館を訪れる方が大勢おります。これらの方は、高松、岡山から入り、直島・犬島・小豆島へも足を伸ばしております。また、どこかの島を起点にして、滞在型の観光をしている方もおります。豊島の農林漁家民宿では、1日はゆっくりと、あちこちの島めぐりをし、次の日は民宿のおばちゃんと畑に出て野菜の収穫をして、おばちゃんと一緒に夕食を作って食べる。おばちゃんと親くなれば、暇を見つけてまた島に来ます。現代アートを仲立ちとして、高松・岡山・直島・豊島・犬島・小豆島などをひっくるめた広域で、福武財団の協力も得て、モデルコースなどをつくり、観光客の誘致を企画すれば、より多くの方に楽しんでもらえるのではないのでしょうか。

もう1つは6次産業化です。豊島のイチゴ農家では、イチゴジャムを作って販売しているところ、小さなカフェでイチゴを使ったスイーツを提供しているところがあります。今から、観光客を主として、島民・インターネット客も含め、農業・漁業の6次産業化を進めていくことが求められると思っています。オリーブの活用も含め、町長はどのように考えておりますか。

そしてもう1つは、「有るものを生かせ」です。福武さんは、「有るものを生かせ。ないものは作れ。」と言っています。エンジェルロードがこれにぴったり当てはまりますか。豊島観光協会は、島民が誇りに思っている檀山を見直し、桜の植樹をしたり、道路の舗装をしたり、展望台を作ったりして、新しい観光スポットをつくらうとしています。町内各所に地区の方が自慢に思っている場所があります。豊島では唐櫃の豊島美術館と棚田、土庄ではエンジェルロード、

肥土山では農村歌舞伎の舞台と背景の山、付近の水田などが思い当たります。幸いにも、この自慢できるスポットを生かし、保護するために、土庄町景観条例ができています。これらの重点地区を土庄町景観条例の重点地区に定めて、有るものを生かすために、目標・方針・基準を早く決めることが重要だと思っています。いかがでしょうか。

これら 3 点を進めていくために、小豆島町にならい、地域おこし協力隊に応援を頼んだらいかがでしょうか。瀬戸内海国立公園の真ん中に住んでいる私たちの誇りは、豊かな自然であり、そこで豊かに暮らしていることだと思います。町長のお考えをお尋ねします。

3 点目は、小豆島の医療福祉計画の策定についてです。昨年 12 月 19 日に開催された教育民生常任委員会では、執行部から提案された小豆島医療福祉計画を承認し、予算をつけて、プロジェクトチームを立ち上げ、早急に実行することの確認もできました。しかし、3 か月が経過したにもかかわらず、いまだこの計画が見えません。小児科の先生がいなくなり、小児救急が受けられない緊急事態になっております。小豆島医療福祉計画を具体的に早急に進めなくてはなりません。進捗状況をお尋ねします。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

濱中議員の 1 点目のご質問にお答えをいたします。

地元にとって土庄高校は、地域の経済はもとより、単なる教育施設としてではなく、郷土意識の発信地であり、また集積の場でもあります。学校は地域の発展と深いかわりがあり、再編ともなれば、保護者や地域住民に丁寧に説明し、その必要性について共通の理解を深めることが大切であると認識いたしております。学校に通う高校生の安全・安心を確保し、彼らにとって望ましい教育環境を創出していくことが、最も重要な基本的条件であります。

県が発表した場所に関しては、通学に伴う安全面などでさまざま課題が出てくるだろうと予想されます。時間・距離・交通機関・通学費等を勘案すれば、公共交通機関の乗り継ぎ利便性の向上並びに自転車通学による安全面での国道整備等がこれまで以上に重要です。交通アクセスについては、小豆地域の高校生にとって通いやすい交通体系の整備に努めるよう県教育委員会に要望してまいります。通学上の安全の問題は、少なくとも学校完成時には解決されるべき問題であると思います。

また、土庄高校は、現在両町で設置されている跡地活用方策検討会において、地域活性化に関することを含め、きめ細かい対応をしていただけるものと考え

ています。土庄町としても署名活動の成果をもとに、土庄高校用地の有効活用について香川県に対し意見を伝えてまいります。

○議長（川本貴也君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

濱中議員の通学路の整備についてのご質問にお答えいたします。

新設高校や新病院による交通体系の変化が予想されるため、国道 436 号整備促進期成同盟会を平成 25 年 3 月 27 日に土庄町と小豆島町及び交通関係団体で発足させ、国・県に対する道路改良の要望を進めております。

香川県におきまして、双子浦地区の地形測量を平成 25 年度中に終わらせ、26 年度早期に設計を完了させ、用地測量に入り、用地の確保をし、歩行者及び自転車通学の生徒などが安全に通えるよう歩道整備、法線の改良とビッグ前の湊崎交差点について 3 か所の右折車線整備を施工する予定と聞いております。

今後とも道路整備を積極的に進めていただくよう関係機関に働きかけてまいります。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

濱中議員の 2 点目の観光振興に関するご質問にお答えいたします。

本町は、瀬戸内海の多島美、皇踏山、シンパク、肥土山農村歌舞伎、檀山、エンジェルロードなど豊かな自然と古い歴史・文化が溶け込んだすばらしい地域資源・景観資源を有しています。こうした特色ある地域資源は、住民にとって自分のまちとしての愛着と誇りを生み出すものであるとともに、訪れる人にとって素晴らしい魅力と価値を持っており、観光振興による経済効果や地域間交流の促進に寄与し、さらには島の魅力・価値の向上に寄与します。

1 点目の広域観光に関するご質問ですが、観光は、経済の活性化はもとより魅力あるまちづくりに大きく貢献いたします。今後、福武財団を含め、観光関連業者や関係機関、団体などと連携しつつ、新たな観光ルートの設定、更なる観光資源の掘り起こしや新たな集客イベントの開催を通して、おもてなし・おせっいたいの心を前面に出した滞在型観光を進めるとともに、香川県の枠組みを越えた関西・中国・四国地方の各府県へも積極的に働きかけ、情報発信をしていくことが重要であると考えています。

次に、2 点目の 6 次産業化についてのご質問ですが、豊島におきましては農家の方がレモン、イチゴなどを作り販売し一定の成果をあげていることは承知しております。6 次産業化は地元で収穫した農産物、水産物を加工販売するもので、

地産地消の推進、また雇用の創出にもなり、地域の活性化に繋がっていくと考えております。オリーブについては、オリーブ漬け、オイルに加工し販売することで商品価値は上がり、農家経営が安定する作物と言えます。6次産業化、地産地消の促進につきましては、農林業者だけではなく、多様な事業者との連携を取り、香川県、香川県農協など関係機関と連携を取りながら推進していきたいと考えています。

次に3点目の、土庄町景観条例の重点地区に関するご質問ですが、ご承知のように本町の景観条例の中で特に重要な地区を重点地区として位置づけております。景観まちづくりのモデル地区として良好な景観まちづくりを目指しています。重点地区として土庄港周辺、迷路のまちを中心とする本町周辺、湊崎の屋敷町周辺などとともに唐櫃岡周辺も、すでに町内に8か所定めている重点地区の1つとして位置づけています。唐櫃岡周辺には豊島美術館、棚田、檀山があり、田園・農村景観を保全し、現代アートと豊島美術館などとの連携を図り、調和のとれた集落景観づくりを目指しています。

豊島地区におきましては豊島観光協会が新たにNPO組織として立ち上がりました。町としましては、今後も豊島観光協会と連携し、地域の活性化・新しい島づくりに向けて取り組んでいきたいと考えています。

また、地域おこし協力隊につきましては、主幹課である企画課を含めて関係課で協議していきたいと思っております。いずれにしましても、観光に関連する産業を本町の基幹産業と位置づけています。今後は、観光資源の保全と特性を活かした小豆島らしい観光づくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、濱中議員の最後の医療福祉計画ということで、お答えさせていただきたいと思っておりますが、実は、医療については、あともう全部こちらの方でお話ししようかなと思っております。と申しますのも、小豆医療圏ということで、県の方が今までは土庄町、それから小豆島町という医療でございましたが、今後は、県の方から見たら小豆島はひとつですよ、ということですね、土庄町だけで解決できる話でございませぬし、これから、あとの問題等につきましても、こちらの方でお話ししたいなということで、よろしく願いしたいと思います。

小豆医療福祉計画の策定ということでございますけども、去年からいろいろとお話出ておりました話でございませぬ。地域医療再生対策室ということで

ね、この26年4月1日からスタートすることとしております。再生対策室でございますけれども、地域医療の確保それから充実策の方向性について解決策を検討しようということで作る室でございます。

現在までは、それまでの環境づくりということで、小豆島の町長と2町の間で意見交換を随時これから行っていきます。

医療機関相互の連携・協力、役割分担などについてお話しし、また、医師をより効果的に配置できる仕組みを検討するなど、小豆医療圏という地域医療についての協議をこれから行っていこうと思っております。

医療につきましては、疾病の治療を中心に幅広い健康上の問題についてのサービスを提供し、福祉は生活上のさまざまな困難に対して、サービスの提供や環境、対人関係の調整を行っていきます。したがって、それぞれの役割ないし機能を明確にした上で、連携を図っていくために、これからですね、2町の町長意見交換会ということで定期的開催をし、従来の枠組みを超えた緊密なコミュニケーションがこれから必要かなと思っておりますので、これからそういうことで、4月1日から立ち上げてやりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

まず、最初の高校の件なんですけれども、建設課長から国道436号の道路改良に着手しているという回答がありました。素晴らしいことだと思います。この改良に着手して、完成はおよそいつ頃になるか、まずそれをお尋ねしたいと思ひます。それから、もし改良が間に合わないのであれば、香川県に対して、高校の建設を後に延ばすべきだと、私は伝えるべきだと思います。そのへんの回答もお願いしします。

それから、跡地の活用の検討委員会なんですけれども、課長から方針はお伺ひしました。その方針でいかれたらいいと思ひますが、ただ委員会は今、民間の人を中心に少人数で開催されております。土庄町としては、町からまたは自治会連合会からきちんと人材を派遣して、協議を進めるべきだと思います。これに対して回答をお願いしたいと思ひます。

それから、2点目の観光振興なんですけれども、先ほど課長から、町の基幹産業として観光を捉えると言われました。まさに今後の土庄町の盛衰は、観光の盛衰にかかっていると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、情報発信も大切だと観光課長は言われました。まさに今、インターネットをいかに活用して情報発信するかということは、一番大切なことだと

考えております。現在、豊島の農林漁家民宿は豊島観光協会のホームページの中にインターネット予約のシステムを構築しておりまして、若い人がスマートフォンなりで直接インターネットに申し込むと、それが自動的に民宿の人に FAX で送られてくるといようなシステムをしてまして、その民宿のおばちゃんが FAX を見て、申し込まれた方に電話して、きちんとお迎えの時間とか食事とかいろんなことを話をするようなシステムにしています。今後、そのようなシステムが取ればいいし、インターネットをどのように活用していくかというのは、町にとって大変重要だと思います。

それから、先日土庄町の観光協会のホームページとか小豆島町の観光関係のホームページを見てますと、それぞれの町の宣伝というんですか、案内はしておりますけれども、その中に広域の案内というのは見当たらなかったように思います。土庄町の観光協会のホームページを見ても、東京から岡山に入り、宇野に入り、豊島に入り、小豆島に入って、高松に行くといようなコースを、きちんと丁寧にホームページの中に、土庄町だけでなく、直島町も、高松市も、岡山市もホームページの中にそういうことを入れていただければ、より観光客にとって親切かなと思っております。

それからですね、景観条例についてなんですけれども、景観条例の中に、第 15 条なんですけれども、「町長は、景観計画区域内で、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観まちづくりを進める上で特に重要な地区を「重点地区」として位置付け、景観計画に定めることができる」と書いてあります。

1 号で、「景観まちづくりを進める上で必要性和緊急性が高く、景観まちづくりに対する地元の意向があり、住民主体のまちづくりの機運がある地区」。2 号として、「公共事業又は民間プロジェクトが計画され、公的な景観形成の推進及び民間事業の誘導が可能な地区」。それから、2 項として「町長は、重点地区において地域の個性及び特色を踏まえ、当該地区の景観形成に必要な次に掲げる事項を景観計画において定めることができる。(1) 当該地区の景観まちづくりの目標、(2) 当該地区の景観まちづくりの方針、(3) 届出が必要な事項、(4) 景観まちづくりの基準、(5) その他当該地区の景観づくりにおいて町長が特に必要と認める事項」とあります。例えば、豊島の豊島美術館の付近なんですけれども、今は良好な景観が維持されておりますけど、いつどのようなことが起こるともかぎりません。そういうなかで、例えば豊島唐櫃の棚田地区の今後の目標とか、それから方針ですね、届出が必要な事項そういうことをきちんと定めて、生かす部分と規制する部分と 2 つをはっきり文章なり、規則なり、要綱なりで定める必要があると思います。

もう 1 つは土庄町景観計画の中にですね、重点地区の指定方針というのがあ

ります。これもいろいろ書かれてありますけど、大雑把なのでもう少し細かく方針を定めるべきと考えております。

それから、3点目の小豆島の医療福祉計画の策定についてなんですけれども、策定は町長から今後進めていくと、地域医療再生対策室も4月1日から発足させるというような話がありました。スピード感をもってやっていただきたいと思います。ただ、私の質問の中で、小児科の葛原先生が3月末で退職され、週に1回中央病院においでいただけるということで、少しはよかったと思うんですが、ただ救急医療が受けられないという状況になると思います。このような状況の中で、小児救急に対して、土庄町はどのようにやっていくのかということをお伺いしたいと思います。

それから、小豆島医療福祉計画の中で、これは基本的には小豆島の医療を福祉と複合して進めていくという話ですので、教民の中では非常にいいということで、早急に進めてくださいという結論に達しました。先ほど、町長が小豆島町と話しながらかとと言われてましたけれども、この小豆島医療福祉計画というのは地域の医療計画でもあると思われまますので、県はもちろん、小豆島町、それから住民とか開業医とかですね、こういう方々も一緒に入っていて、計画は進める方がいいんじゃないかなと考えてます。それから、この計画の中で「日本一安全な島、小豆島」ということを目指すと書いてあります。これも非常に素晴らしいことだと思います。その中で、「日本の地域医療を担う人材の育成」、「総合専門医認定機関の創設」なんか入ってます。もし、このあたりの具体的なことが分かればお話しいただければと思います。それから、この計画の中で新規事業として地域医療人材育成センター、それから通所リハビリセンター、それから総合専門医認定機関、今後このような問題にも取り組んでいくということがあります。できましたら、この3点についてももう少し具体的な方向が分かりましたら、お知らせいただければと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

濱中議員の再質問の国道436号の整備状況の年度計画に対しての質問ですが、26年度用地確保、まずこれが、用地確保の進み具合によって、その後工事に入る訳ですが、26年度用地確保に向けて土庄町も全面的に協力をして、26年度中に用地確保をまずしていきたいと。その後27年度、28年度工事に向けて進めていくと。新設高校が平成29年の4月開校と聞いておりますので、極力その29年4月に向けて、工事完成を県とともに目指していきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

議員の言われた 2 点目のご質問であります。現在土庄高校の跡地につきましては、跡地検討委員会をもって協議いたしております。その会には、商工会関係者並びに土庄町の場合でしたら教育総務課長が出席し、いろいろ活性化案を練っているというような状況であります。また、新設の高校につきましては、教育長が委員となり、再編の準備委員会でもって新しい高校の規模等について協議をしているといったような状況です。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

濱中議員の再質問にお答えいたします。

景観計画の重点地区についてのご質問ですが、景観計画でいう重点地区というのは、景観まちづくりを進める上で必要性和緊急性が高い地区ということですので、観光の重点地区とは若干違う点はありますが、まちづくり、地域活性化を図るといふ点におきましては共通する部分があるかと理解しております。そういう意味におきましては、観光振興を進めていく上において、観光の重点地区をどのように整備していくか、関係各課におきまして検討していきたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、濱中議員の再質問でございますけれども、小児救急でございますね。これにつきましては、内海病院の久保院長と、それから三宅院長との話というのがたぶん非常に大きい話になってくると思います。そのなかで、内海病院につきましては久保院長が辞めるやに聞いておりますし、新しい院長とですね、三宅院長とで話すると。

小児科につきましても、善通寺の方に四国こどもとおとなの医療センターですか、そちらへ行って、そちらからも 1 人派遣していただけるという話を聞いております。ただ、救急で入院ということはですね、内海病院さんと一緒になってこれから考えていこうということで、話はまだ途中でございますけど、話は進んでおります。

それから、地域医療再生対策室の位置づけでございますけれども、小豆島町さんも当然これから地域医療それから地域医療福祉っていうのはたぶん大事に思っておりますから、向こうからの話もこの対策室で対応していただく。

それから地域医療人材育成センターです。これにつきましても、三宅院長がですね、前々から言っておられる話で、当然県も絡んでくる話です。県と三宅院長とわが町と、たぶん小豆島町も絡んでくると思いますけども、特には県、土庄町それから中央病院というトライアングルの中でですね、香川医大それから岡大等々を含めた人材もこちらへ来ていただいて、地域医療はこういうものですよということで、これからやろうという話は今進めているところでございます。これからいろんな方向で、この地域医療再生対策室っていうのが重要になってくるかなと思っております。以上です。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

土庄高校の件で、町から職員、それから商工会関係者ということでお聞きしたんですけれども、土庄町から派遣されている職員は、この前聞いたところによりますと、町からではなくて個人的に参加しているというような話を聞いたと思います。それはどちらの理解がいいのかお尋ねしたいと思います。

それと、最後に三枝町長から土庄町の観光振興について、専門家でありますので何かコメントがあれば、将来目標についてこうしたいとかということがあれば、町長からぜひお願いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

濱中議員の質問にお答えいたします。

先ほど企画課長が言われましたように、私は町の教育部局の代表といたしまして跡地活用方策検討会という会に参加させていただいております。この会は6月12日と、11月11日2回ございました。この件につきましては、以前委員会でも報告させていただいたと思います。今年度もう予定はないんですが、来年度早々にもあると聞いておりますので、またその内容につきましては委員会等を通して報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

濱中議員の再々質問でございますけど、観光についてということで。今年は弘法大師生誕1200年ということで、四国の方は相当盛り上がっているように聞いておりますが、この小豆島もですね、千二百年祭をやっていくという話も聞いて、ちょっと中身はまだまだ見えておりませんが、この千二百年祭を

中心にこれから、政教分離いうんでちょっと難しいところあると思うんですが、観光と巡礼いうのもこれから視野に入れていくべきかなと。

それから、今年はずいぶん、映画「魔女の宅急便」は封切になっておりますが、これから「瀬戸内海賊物語」、これは今年の5月10・11日で中央公民館で先行に上映されます。そういう映画が非常に小豆島の地で映画の製作が行われていてもらっておりますので、これもこれから継続的にですね、いろいろと伸ばしていけたら、ある程度観光客の増にも繋がっていくのかなと思っております。

あと、前々からフェリー料金とかですね、足の部分が非常に高いという話も出ておりますので、このあたりも両町間でですね、いろいろ調整しながらできるだけ観光客の方、島民の方も含めてですけど、負担にならないようなことも考えながら、観光客が増えるということ視野に入れて、観光業界の方とも一緒になってやりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

6番 泊 満夫君。

○6番（泊 満夫君）

6番、泊でございます。平成26年3月議会における一般質問について、次の3点について今後の取り組み方をお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますが、移住促進事業交付金の助成額の枠拡大についてであります。現在の土庄町の助成額は、移住者1人につき5万円とし、1世帯あたり20万円を上限としております。小豆島町は、空き家所有者に対し、空き家バンクに賃貸物件として登録することを条件に、家屋の改修、家財道具の撤去に要する経費に対して50万円を限度額として補助金を交付し、新規の空き家確保及び小豆島町への移住促進を図っております。また、小豆島移住・交流推進協議会では、移住が決まった移住希望者に対して、転居時に渡航にかかる車両及び旅客運賃の片道1回分を3割引き、こういった券も発行されております。

さらに他町、琴平町におきましては、定住促進を目的として固定資産税の減免について琴平町税条例の特例を定めております。また、若者移住定住促進家賃補助として、愛称新婚さんいらっしやい事業補助金で1世帯あたり月額1万円を最大24か月補助の制度をつくっております。観音寺市では、Iターン者住宅新築等助成金として、住宅を建築または購入するための経費の5%に相当する金額、ただし土地購入は除きますが、上限50万円を設定しております。さらに宅地建物取引業法を営む者に対しても、1件につき5万円、1あっせん業者につき年間10件の助成等も定めております。さらには、さぬき市においても定住奨励金として、住宅を取得してから3年間、固定資産税の2分の1に相当する額

を交付しており、また結婚定住奨励事業で夫婦 1 組につき、さぬき市共通商品券 10 万円、またリフォーム促進支援事業では、交付対象経費の 10%の商品券、上限 20 万円を交付しておる状況もございます。

以上のとおり、各自治体それぞれ工夫をして移住促進、定住促進施策を講じておりますが、小豆島は離島のハンディを持っており、また各市町の財政規模もございますが、居住者の各年代ごとに必要なものを整えながら、魅力ある生活がしやすい小豆島を発信することはもとより、各市町村に勝るとも劣らない政策を打ち出す必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

2 点目は、まちづくりに関するプロジェクトチームまたは検討会の立ち上げを早急に行っていただきたい。昨年の 6 月議会におきまして、私の方から質問をいたし、迷路のまちインフラ整備で町の活性化について質問をし、今後の取り組みのなかで行政とまちづくり委員会などとの検討委員会の設置について回答をいただいております。陣屋跡の歴史検証、道路整備、商店街の賑やかさの取り戻し、マイスタービレッジの里づくりなど、その組織は、村里の組織、迷路のまちづくり委員会、行政の専門チーム、できれば香川大学の古川教授のゼミの学生諸君、もちろん交渉を必要としますが、これらを交えた多角的に物事を見聞きし、研究できる組織をつくり、検討をすることが必要と思っておりますが、町長の所信を伺いたいと思っております。

3 点目についてですが、土庄町情報公開条例の附則の削除または修正についてであります。土庄町情報公開条例は 1 条の目的から始まり、16 条の委任まであり、その附則に「1 この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。2 この条例の規定は、次に掲げる情報について適用とする」。2 項の (1) として「この条例の施行の日以後に決裁又は閲覧の手続きが終了したもの」、(2) に「この条例の施行の前日に決裁又は閲覧の手続きが終了し、保存期間が永久と定められているもの」と記載をされております。特に (2) の「保存期間が永久と定められているもの」との記述の部分であります。他市町村の条例を見てもこのような制限記述は現在はありません。第 1 条の目的にも記載されているように、「町政に対する理解と信頼を深め、町政への町民参加を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする」とあるように、これらを実践するためには附則そのものを見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

この 3 点について各担当、町長の答弁を求めたいと思っております。終わります。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

泊議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

土庄町では、移住促進施策として、土庄町空き家バンクの空き家を取得または賃貸をし、島外から移住された方を対象に、1人につき5万円、1世帯20万円を上限として移住促進交付金を助成しております。

一方、小豆島町では、議員おっしゃるとおり、空き家所有者に対し、空き家バンクに賃貸物件として登録することを条件に、家屋の改修・家財道具の撤去等に要する経費に対し、50万円を上限として、補助金を助成しております。

移住するとなれば、当然住宅がいます。空き家を貸してもらうか、売ってもらう、または自分で住宅を建てるしかありません。現在のところ、平成22年度からの空き家バンク登録延べ件数は、小豆島町が51件、うち新規登録が33件、土庄町では29件、うち新規登録が28件となっており、新規登録件数はほぼ同じであります。空き家バンクの物件確保においては、新規物件の登録も大切ではありますが、再登録の推進を図ることで物件の確保を行いたいと考えております。また、移住促進施策という面では、当交付金制度は、移住者へ直接的にフォローアップができると考えられることもあり、今後、両町においてより有効な施策を検討していきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

泊議員の2点目のご質問にお答えいたします。

平成25年6月議会におきまして、迷路のまちインフラ整備で町の活性化についてご質問いただき、本町の厳しい財政状況、費用対効果、重要性、町の将来構想を検討するなかでなど、長期的な取り組みで検討していく必要があるのではないかとご説明させていただきました。

昨年、3月20日から11月4日まで開催されました瀬戸内国際芸術祭2013におきまして、迷路のまち内にて「変幻自在の路地空間」が展示され、多い日には1日500人以上の来場者があり、迷路のまち全体に賑わいを見せました。

また、明日3月21日から始まるART SETOUCHIでは、1年間この作品と肥土山地区にて同様に展示してございました「うみのうつわ」が再展示されることが決定し、国の補助事業であります緊急雇用創出基金事業の活用にて、迷路のまちづくり委員会に運営委託することになり、土庄町と地元まちづくり委員会との新しい動きとして、第一歩を進めることができたと考えております。

今後の取り組みにつきましては、迷路のまちづくり委員会をはじめ、地元各種団体、土庄町地域活性化支援事業グループ「村里づくり」、関係各課等におきまして、検討会の立ち上げについて協議してまいりたいと思います。

また、香川大学をはじめとする島外の各種教育機関等との連携を模索することで、土庄町以外での地域活性化に関する取り組みの情報収集と活用、業種にとらわれず島内にない技術・ノウハウなどを持った人たちの積極的な受け入れに繋げ、地元住民と協力することで新しい産業を創出させるマイスタービレッジなど、従来にない新しい発想を積極的に取り入れることについて、今後検討していきたいと考えております。ご理解の程よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

泊議員の3点目の土庄町情報公開条例に関するご質問にお答えいたします。

情報公開の実効性を期すためには、文書の管理が適正になされなければなりません。情報公開と文書の管理は車の両輪であると認識いたしております。土庄町庶務規則によりますと、公文書の保存年限は1年、5年、10年、永久と定められています。議員おっしゃるとおり、本条例は平成12年10月1日から施行され、附則2号では施行の日前の情報は、保存期間が永久と定められているものとしていますが、すでに施行されてから13年以上経過していることから、この附則に適用される情報は永久保存公文書を除き、そもそも存在いたしません。この条例により制限される、決裁または閲覧の手続きが終了した情報は存在いたしません。平成27年度からは、住基ネットに代わり、マイナンバー制度が実施される予定です。新制度実施に伴い、整備してまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

6番 泊 満夫君。

○6番（泊 満夫君）

6番、泊です。再質問をさせていただきます。

後先になるんですが、3点目の部分については先ほど糸課長がおっしゃったような中身で理解をさせていただきたいと思っております。

それから、後ろからいきますけども、先ほどのまちづくりに関する検討委員会ですね、今、迷路のまちも立ち上がりをしてから6年目を迎えており、各まちづくり委員会も各拠点において地道な活動をしておる訳でございますが、とりわけ前にこの陣屋跡の部分については、所有者の方とお話する機会がございまして、いろいろその所有者の方からは、伝統的な行事もその建物の中でやられておるといことも聞き及んでおります。その一例を申しますと、やっぱり石のまちでございますから、大阪城に関連して、加藤清正公のお祭を年に1遍そのお宅でずっと伝統的に引き継がれてきておるといお話も伺っております

ので、ぜひこういった内容についても検討委員会のなかで、歴史的遺産は町としても守り育てていく、地域としてもそれをバックアップしていく、そういった形での、やはり、体制が必要ではなかろうかと思います。と言いますのは、特にこの迷路のまちでも、古くは明治初頭に建てられた家々がそれぞれ潰されて、今は駐車場に変わってっております。本当に家がなくなるということは、人もそれだけ少なくなるということでございますので、やはり町の拠点づくりとして、この委員会のなかで、その必要性、歴史的な調査、これらを重点的にやりながらですね、今後町としてこういった歴史建造物の取扱いについて、どういうふうに考えていくか、ぜひやっていかなければならない案件じゃないかというふうに考えておりますので、再度ご答弁をお願いしたいですし、新たにマイスタービレッジ、芸術村の提唱も今回させていただきました。この小豆島、風光明媚な所ですね、例えば渦江地区になりますか、少し山の上に別荘地帯がございますが、夕陽の非常にきれいな場所でございます。そういった所で居住促進も絡めてですね、そういう静かな所で芸術家同士が語り合い、ものを作り上げていくという構想も、これから新たな展開のなかでぜひ考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますので、場所も含めてですね、これは議論をしていかなければならないと考えておりますから、再度お願いをしたいと思います。

それから 1 点目につきましては、いずれにしましても各市町村の取り組みがまちまちでございますから、非常に市町村、頭を痛めながら、どうやれば移住促進あるいは定住促進ができるかという悩みは共通のものだというふうに考えておりますので、今すぐこういったものをという訳にはいかないだろうと思っておりますので、今後引き続き検討していかなければならない問題と考えておりますので、そのポジションについてどういった形で考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

泊議員の再質問にお答えいたします。

まず先ほどの、具体的協議機関の立ち上げについてに関することですが、まずは土庄町全体の将来の青写真をきちっと描くことが先決であり、重要であります。その構想の中の一つとして、迷路のまちについてはどうするかという議論になるかと思っております。当然、土庄町の財政状況と相談しながら、実際に実現可能なものかどうか、どの程度わが町にとって本当に必要性があるかなど、まず丁寧に議論する必要があるかと思っております。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

泊議員の再質問にお答えいたします。

移住施策で最も大切なことは、おいでになる方への施策という側面よりも、むしろ地域住民の住みやすさを追求するというスタンスが、最も大切なことだと考えております。地域住民自らが、住みにくいと思っている所には都市住民を呼べないということでもあります。従いまして、まずは自らの住みやすさを求めるという基本からスタートすべきであると考えております。

また、PRの側面から申し上げましても、単一の市町の連呼やポスターではなかなかご理解いただけない。市町名よりも何ができるかがポイントであり、エリアとしてお考えになって、移住されると考えております。どちらにせよ、今後、小豆島移住・交流推進協議会で情報交換をしながら、おいでになる方に対し、島ぐらし体験を充実させ、納得して確かめていただくことを基本に、歩調を合わせた施策を展開していきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

6番 泊 満夫君。

○6番（泊 満夫君）

1点目、了解をいたします。

2点目についてのプロジェクトチーム、4月以降ですね、この協議会の立ち上げ、今後どういったところに呼びかけをしていくかということも含めて、4月以降それぞれご相談をさせていただくということで理解してよろしいですか。その点だけお伺いします。これは町長にお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

泊議員の再々質問でございますけど、協議機関の立ち上げということでございますが、今までまちづくり委員会ということで、ずっとやっていただいたのと、迷路のまちが6年目ですか、委員会が。その方たちとの意見等々を踏まえてですね、これから協議機関を立ち上げるかどうかということも含めて、これから協議したらいいかなと思います。

それから、先ほど言われた陣屋跡ですね、加藤清正公の石碑があるやに聞いてますから、あの辺りを中心にどうしたらいいかということも踏まえて、これから考えていったらいいかなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩します。

再開を 11 時 10 分にしたいと思います。

休 憩 午前 10 時 55 分

再 開 午前 11 時 10 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

○議長（川本貴也君）

5 番 佐々木邦久君。

○5 番（佐々木邦久君）

5 番、佐々木です。よろしく申し上げます。

私は 2 点について質問をしたいと思います。まず、3 月 7 日町長が施政方針大綱を出しましたが、この問題について、第一の基本目標に掲げております「住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくり」という大きな題目で出しております。この中で、先ほども話出しましたが移住の問題で、私の住んでおる所は肥土山でございますが、私の家の裏が空き家になりまして、旦那さんが石川県、奥さんが福岡、九州です。一緒になりまして、今住んでおります。いろいろ活躍しておりますが、そこへ先日若い人が、湘南の人が来ました。それで、「肥土山に住みたいんですが、どこか場所ないですか」と、「探しとってやるわ」と言

うても、たいていの家に、家は空いとって布団やいろんな家財道具、仏さんは大阪とかいろいろ持って行っておりますが、こういう状態が実情ですが、やっぱり人が減るなかで来ていただいて、今日朝も来てから、その女の人赤ちゃん産みましたが、今子どもを育てております。病院も行かず、自分の家で赤ちゃんを産んでおります。元気な子が今育っておりますが、朝からネコを追い回して、うちの孫と遊んでおりましたが。こういうような所がほんまに住みやすい場所かなというような感じを持っております。後で、町長へ「住んでよかった町とはどういう町ですか」ということを聞きたいですが、今のわが町はいろんな面で、ごたごたしていませんか。私は10年先、どうなっているか心配です。というのは、し尿処理の問題、ごみの問題、病院、水道など、住民に必要なものはみんなの知恵でやっつけることができます。ただ、この分ができない問題があります。やっぱり、住民が減ってきたときに何が問題か言いますと、1つは過疎。今なっておりますが、こういう状態になりますと、どうしても今の最近増えておりますイノシシとか、いろいろ住民に影響を与えるようなものが出て来ております。この分の先、10年先を見越した町の方針は出ましたが、心配です。十分議論をしてこれをつくっておるのかなという感じも持っております。

こういうなかで、町長の方針の中、農林振興のところについてお伺いしたいと思いますが、まず今の振興で、私も取り組んできましたが、1つは中山間地域直接支払制度、またもう1つは農地・水保全管理制度、それと棚田等事業、いろいろ農地を守るために、国のソフト事業、この分に取り組んできましたが、実際に今の状態で、私の肥土山地区だけを見ましても、ひとつ守れるんは、田んぼが24、25町(丁)守っていけるかないう感じを持っておりますけど、畑はもうずたずたでだめでございます。中山間で、ミカンの連中20人くらい抱えて、どうぞしてお前ら5年は死ぬな、やってくれということでやっておりますが、今こういうなかで人は減っておりますし、荒れ放題になっております。そういうことで、その2点出しておりますのが、農業振興のなかの、町長が出しております耕作放棄地を解消する、具体的にどういうやり方でなされるのか。実際に7、8年前に、1haくらいの雑木林言いますか、地元でサルやシカの巣になっておりました所を切り払いました。それから5、6年は木が大きくなりませんから、その軍団はおらんようになりましたけど、また最近木が大きくなってきたら出て来ております。そういう状態が今続くなか、やっぱり私の考えとしては、イノシシやサルやシカやそういうぶんと、住民が住んでいる所を第一線引くのを、電柵で引くんでなしに、やっぱりひとつは里山にしていく言いますか、緩衝地帯を設けていくというようなことを取り組んでいかなければいけないのかなど。

2番に出しております、農道と町道の関係でございます。どういうことで過去にこういう内容になったのか知りませんが、今傷んでおるのは、町道も傷んでおりますけど、農道の傷みがひどうございます。傷んだら通らん、通らんから傷んで、木が生えこんでわやになつとるというようなことが現実に起こっております。問いたいのは、今の町道と農道の、過去からずっと工事費の違い、また手を挙げてもなかなか順番が回ってこないというようなこと、こういう分を今の荒廃地対策と絡めて2つの問題をお願いしたいと思います。特に町長の考えを聞きたい。それと併せて、分かりましたら結構ですが、町道の延長距離、農道の延長距離はどれぐらいあるのか、また担当課として、傷んで自治会から上がってきておる直す箇所が何か所、何十か所ぐらいあるのか。こういうことが分かったら結構ですが、お知らせ願いたいと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長（前田満照君）

佐々木議員のご質問にお答えします。

中山間地域直接支払制度と農地・水保全管理支払制度が、平成26年度から日本型直接支払制度に包括され、活動の取り組みについての助成が多面的に拡充される予定です。この事業は農業・農村が有する多面的機能の維持・管理のために行う地域の活動を支援するものでございます。

耕作放棄地対策については、耕作放棄地再生対策事業があり、平成21年度より、オリーブ生産拡大推進事業と合わせて企業参入等により3.5haの荒廃地が耕作地に変わってきました。

近年の農業・農村は高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの、人と農地の問題があり、将来の展望が描けない地域が増えてきています。県と町はこのような問題を解決するため人・農地プランの作成を各地域で推進しています。

地域で守るべき農地、荒廃してきている農地をどうしていくのか、地域での中心的な人、経営体、担い手確保をどのようにしたらいいかということ話し合い、地域の将来のプランを作成し、その計画に沿う取り組みに対しまして、日本型直接支払制度、耕作放棄地再生利用緊急交付金、青年就農給付金制度、農地中間管理事業等の補助事業を活用し、荒廃地対策、営農支援を県、農協、関係機関との連携を取りながら行っていきたいと考えております。

それから、佐々木議員の2番目のご質問にお答えします。

農業用施設については一般的には農道、水路、ため池等があります。施設の管理についてはそれぞれの施設に応じて関係者が行っております。町道の管理は町が行いますが、農道については、受益者が管理する施設であると思います。

公共性の高い幹線的な農道であれば、土地改良事業で土地改良区が事業主体となり、負担なしで整備を行うことができますが、限られた人が利用する施設整備につきましては負担が伴う土地改良事業の共同施行があります。

受益者の少ない狭小な農道、水路の修繕におきましては、町が材料費、補助金を助成し、関係者で行っていますが、近年の老齢化、耕作放棄地の増加による受益者の減少により、今までのように維持管理ができなくなっているのは認識しております。

このような農道を一般道並みの扱いにすることは難しいかと思えます。町としては、互助、共助の視点で自治会にも働きかけ、地域全体で維持管理を行っていくよう推進したいと考えています。

それから、先ほど質問にありました、町道、農道の延長につきましては、今資料を持っていないので、後ほどまたご提示したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

今、農水課長から言われたとおりが現実でございます。実際に現場と現実の違いを言います。今の状態で荒廃地を、5、6反オリーブを植えましたが、実際手を付けていない荒廃地いうものは、獣害、シカとかサルの巣になっておりますが、ここは開発しても抱えるぐらいの木が、雑木が生えております。それを切っても、今度ユンボ入れても、岸（ギシ）がめげて、畑になりません。私の提案は、そういう所は切り倒して、そのまま裸地にしてしまうと、それをすると今のサルやシカが出て来る所が減るんでないんかと。それと併せて、その分の害になっておる、その下で畑を作っておる人、ミカンを作っておる人は、その木の大きさでいよいよ1列2列いう分がほとんど収穫できないような状態になっております。その人に木を切れと言うても、他所から来とる人とか他所へ出ておる人とか、なかなか連絡も取れません。そういう所を何かひとつ、特区言いますか何か設けて、私500万もあつたらできると思うんです。そういうモデルの形をひとつつくっていくというようなことを考えてもらえんでしょうか。

また併せて、農道の問題につきましても、この2、3年大きな災害が来ておりません。大きな災害が来たとき必ず問題になるのは、水は上から下へ流れます。そうなりますと、一般住民も相当弱るし、大きな事故に繋がりがねません。環境整備でいろいろ年に1遍ですが、その辺の掃除は住民、自治会皆が出てやっております。ただもうこの分でも追いついていかないのが実情でございますから、そのへんも「過去にこういう状態が進んでおるから、今はこういう状態

す」言うんでなしに、新しい考えでこれをどうやったら直っていくかと、費用対効果いうんも十分考えないかんかと思いますが、そのへんを再度質問します。これは町長にお願いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

佐々木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは、耕作放棄地をどういう形でもっと少なくするか、どんな考えでいくかということが1番最初に言われたと思うんですけど、畑があります。あつて、いま現在給食とかそういった町内で使用している野菜類中心にですね、フルーツもそうなんですけど、非常に今、率は低いです。そういうなかで各学校、それから給食センターといったところにもっと働きかけて、JAさんと一緒になって、何月にこういう物が欲しい、いついつはこんな物が欲しい、これは実はメニューに入れてますっていうことですね、これからそういうふうな1年間ずっと通していけば、前もってすべて分かりますから、生産者の方もある程度お互いに話しながらやっていく。たぶん収穫も少ないかも分かん。だけど、それが確実に何月頃にこれが100キロありますとか、200キロありますっていうことになれば、荒廃地とかいろんな休んでいる畑をですね、もう1度きちんと耕作地にしていかんといかん、という動きもこれから出て来るような気もしますし、やったらやるだけ絶対買っていただける、それなりの単価にも跳ね返ってくるということになれば、生産者の方も力が出て、これから畑も増えてくるのかなと思っております。

農業特区の話、いま先ほどされましたけど、以前に小豆島町ではオリーブ特区という出てました。土庄はそのときには、そういうアクションを起こしておりませんでしたけれども、これからですね、そういった農業を、これから第2の生産をして、小豆島、また土庄の位置づけをですね、観光の次の次になるか分かりませんが、農業というものを視野に入れながらですね、どういう形で農業特区ができるのかということも、担当課とも話をこれからしたいと思っております。いずれにせよですね、これから少子高齢で、10年、20年先になったら、たぶん限界集落もだいぶ増えてくると思いますので、そのあたりも視野に入れて、これからやらないといけないなと思っておりますので、そのへんは、早めの対応をしながらやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

5番 佐々木邦久君。

○5 番（佐々木邦久君）

今、町長が言われた中で新しい試みかと思うんです。学校給食等へ持って行くと。私も考えは賛成でございますし、今言いました額いう分は、どこか2反か3反ぐらいで結構ですが、花崗土を敷き詰めて、水道を引っ張ってきて、道を付けて、そしてそこで好きな人に、30坪ずつぐらい1畝ずつぐらい町内の人に物を作ってもら。最近私の知った人で、旦那と一緒に外で働きよったんが帰ってきました、有機栽培しております。産直へ持って行ってあります。また最近、マルヨシセンターですけど、ここが町内で採れた物を売りたいと。そこへ持って行ったら、作ってるほうれん草が、きれいになしなっしてしもとる。どんどん売れるそうでございます。やはり今の状態で、ただ作るだけでなしに、こうやって販売先を見つけてあげて、そういうような状態をやっぱり次の新企画で頭に入れていただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

11 番 藤本誠助君。

○11 番（藤本誠助君）

11 番、藤本でございます。

1 点目の空き家問題についてでございます。まず、居住世帯のない空き家は、土庄町全体でどのくらいありますか。お伺いします。

次に、高齢化が進み、独居老人が施設に入るなどして不在になるケースや、島外にいる子ども達の所へ行くなど、空き家増加の原因と考えられます。

空き家には、土庄町も行ってあります空き家バンク制度や、業者の方による賃貸・売買などの有効活用されているものもあります。

また、反面、空き家には保安上危険な建築物で補強の必要なものや、撤去の必要なものなど、巨大地震等により、町道・県道が建物の倒壊によりふさがれ、物資の運搬等が不可能になることも考えられます。

また、持ち主が分からず放置されたままのものや、所有者が死亡したり、相続人が行方不明だったりするものもあります。

今後も、高齢化を原因とした空き家の増加はさらに進むと考えられますが、今後の取り組み、考え方についてお伺いします。

2 点目の中央病院の跡地について、また、地域医療人材育成センターについてでございますが、まず中央病院の跡地について、前町長は、医療と福祉の核になる施設と言われておりましたが、具体的なものはなかったように思います。三枝町長の中央病院跡地についての考えをお伺いしたいと思ひます。

また、地域医療人材育成センターについては、関係者の皆さんの努力等で昨

年の2月に香大の千田院長の支援を取り付け、3月5日に岡山大学へ「小豆医療圏の地域医療研修受け入れにかかる取り組みについて」を提示し、受理されております。その中身の一部ですが、地域医療人材育成機関を設置し、関係大学との連携のもと、全国の教育機関、医療機関から医学生や研修医、総合診療医を目指す者等の研修を実施する。三宅院長には、人材育成機関の核として、研修の実施はもとより、研修体制の確立、関係機関との調整などにおいて、豊富な経験や人脈を活かし、人材育成に関する中核としての役割を担っていただく、というふうになっております。

これまで1年間、何回か地域医療人材育成センターの立ち上げの話はありましたが、いずれも頓挫しております。関係機関に大きな不信感を与えることにならないかとの心配もあります。早急に立ち上げる必要があると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（川本貴也君）

住民環境課長 椎木孝君。

○住民環境課長（椎木孝君）

藤本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の空き家の状況につきましては、5年ごとに実施されます平成20年住宅・土地統計調査の基礎数値を基とした数字によりますと、住宅の総数7,790戸のうち空き家総数が1,600戸、空き家率といたしまして20.5%と、県下市町におきまして、小豆島町の24.3%に次いで高い数字となっております。

議員ご指摘のとおり、空き家の増加は年々進んでおりまして、この背景には人口減少を伴う少子高齢化と過疎化という大きな問題と、核家族化に伴う高齢者世帯の増加などが考えられます。

空き家の倒壊危険等による近隣住民から町への苦情・相談につきましては、現在年間2~3件程度でありますけれども、中には自治会内で対応処理されているものもあると思われ、今後は増加が予想されます。

現在、土庄町ではこのような相談があった場合、土庄町美しいまちづくり条例に基づき、空き家の所有者もしくは相続人に、建物の適切な管理を求め、必要に応じて指導しておるところであります。

今後の取り組みといたしましては、土庄町美しいまちづくり条例の目的を推進するため、老朽化した空き家の適正な管理につきましては、住宅所有者などに指導・勧告するとともに、空き家になる前から不良住宅にならないように住宅所有者への啓発が必要と考えております。

また、企画課が担当しております町内の空き家を利用して、都市部からの移住を促進し、地域の活性を図ることを目的とした土庄町空き家バンク制度の利

用者は、平成20年度から直近までで28件57人の実績があると聞いております。この制度の活用促進が重要と考えております。

また一方で、空き家や危険家屋の問題は、防犯面・防災面におきまして全国的にも大きな社会問題となっておりますことから、「空き家対策の推進に関する特別措置法案」の整備に向けた動きがあり、今後の動向に注視していきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、藤本議員のご質問にお答えいたします。

前回とちょっとかぶる部分もありますけども、若干変えて言いますけど。

地域医療は、病院だけで完結できるものではなく、医療・福祉・健康づくりについてバランス良く施策が展開されなければならないと思っております。医療・福祉・健康づくりが一体となり、医療に過剰な負担をかけない、医療が高齢者を過剰に抱え込まない地域をつくるべきであると思っております。町としてどのように取り組みを行っていくべきかということで、4月1日付けでもって「地域医療再生対策室」というのを創設し、新病院完成後の今ある現中央病院の活用方法等関連施設の集積整備などを図り、医療とまちづくりの一体化を推進していきたいと思っております。

それから、地域医療人材育成センターでございますけども、これにつきましては、当然国・県それから各大学等々の支援も当然必要になってくると思うんですけども、総合的な診療能力を有する医師である総合診療専門医養成の必要性については、厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会」というところの中で議論されたところでありまして、認定・更新基準や養成プログラム・研修施設の基準については、今後の検討課題とされております。今国会における議論の推移を注視しつつ、関係機関とともに実現の可能性を検討してまいりたいと思っておりますが、もともとこの人材育成センターというのは、先ほど話出しましたが、三宅院長も中心になってやるということをおっしゃっていただいておりますので、そのあたりもあわせてこれからやっていくということでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

11番 藤本誠助君。

○11番（藤本誠助君）

まず最初の、空き家で所有者が不明のまま放置されたものなども結構ある訳なんですけど、それに対する対応はどういうふうにしておるか、お伺いしたい

と思います。

それと、先ほど町長から話がありましたが、地域医療人材育成センターの件ですが、三宅院長は香大の中にある、地域医療教育支援センターの副センター長をされておるし、現在岡大、香大からも研修生が来ているというふうに聞いている訳なんですけど、地域医療再生対策室ができること、4月1日にできると聞いております。それからスタートというふうに聞いておるんですが、せめて看板だけでも早急に上げていただいて、やってるんだという姿勢を見せることも必要かと思いますが、その点いかがですか。2点お願いします。

○議長（川本貴也君）

住民環境課長 椎木孝君。

○住民環境課長（椎木孝君）

藤本議員の再質問にお答えいたします。所有者不明の空き家についてはどうしておるのかということでございますが、現在、所有者不明の空き家につきましては、法務局で登記簿謄本を取るなり、また戸籍で相続人を探すなりいたしまして、それを確認いたしまして、空き家の適正な管理について、所有者、相続人に文書をもってお願いをしておるところでございます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

藤本議員の再質問で、地域医療再生対策室、4月1日で設置します。言われたように、まだ実際は決まっておられませんからですね、一応準備はします。4月1日には、もう皆さん分かるようにきちんと看板を立ててですね、今日からやるというような姿勢も見せて、そこへ出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

11番 藤本誠助君。

○11番（藤本誠助君）

空き家の方に関しましては、有効活用の推進と保安上危険な建築物に対する指導を今後ともお願ひしたいと思ひます。

それから、今町長の答弁にあったんですが、地域医療再生対策室の看板、先ほど言いました人材育成センターの看板もあわせて、どちらかというと先に掲げていただくことをお約束していただきたいと思ひます。以上よろしくお願ひ申し上げます、終わります。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番 (福本耕太君)

1 番、日本共産党の福本耕太です。よろしくお願ひいたします。

日本国憲法と地方自治法は、地方自治体に対して、住民福祉の増進を軸とした行政を進めるよう求めています。日本共産党は、三枝町長に対し、日本国憲法と地方自治法に基づき、住民の暮らし最優先の町政を、またどの問題でも、どの段階でも民主主義的手続きを尊重して町政を進めるよう求めるものであります。では質問に入ります。

1 つ目は、小豆郡における地域医療再生計画についてであります。

日本共産党は三枝町長に対し、新病院建設の中止と中央病院の存続、充実、中央病院を軸とした地域医療再生計画を進めるよう提案しています。その上で、現在、三枝町長が進めようとしている統合新病院計画についてお尋ねをいたします。

岡田好平前町長のもとで、小豆島町とともに進めてきた新病院計画を、三枝町長は踏襲し、進めるとおっしゃっていますが、計画が出されてから今日まで、土庄中央病院、内海病院では多くの医師が退職、また退職表明されています。

まず、小豆郡の地域医療の現状についてお聞きいたします。土庄中央病院、内海病院でそれぞれ退職した医師数は何人ですか。また、診療科目は何がなくなりましたか。それぞれについてお答えください。また、医師の退職が後を絶たない現状に対して、三枝町長は議長時代から、また現在に至ってもその原因分析を行っていません。こうした現状で、新病院による地域医療再生が実現できると思われますか。町長の認識をお尋ねいたします。

2 つ目の質問に入ります。

現在、香川県内 8 市 9 町のうち、20 歳以上の障害者を対象とした自治体独自の障害者給付金制度がない自治体は、わが町を含め 3 自治体と聞いております。身体、知的ともに障害のある方のほとんどが、就労に困難を抱えており、低所得で極めて苦しい生活実態にあります。障害のある住民の方からは「この 4 月から消費税が増税され、年金も下げられ、どうやって暮らしていけばいいのか」と悲痛な声が寄せられています。

給付金制度を実施している高松市で、日本共産党が聞き取り調査を行いました。ある知的障害者の男性が言った言葉、「福祉金が入ったときだけ、好きな天ぷらをうどんに乗せられる」。この言葉に、私は胸を締め付けられる思いがいたしました。障害を持つ方の暮らしがどんなに厳しいものなのか、給付金がどれほど障害者に生きる勇気を与え、心待ちにされているのか、改めて行政の存在意義を、強く問われた思いがいたしました。

就労に困難を抱える障害者の暮らしを守り、人間らしく生きることを保障することは、住民に最も身近な地方自治体が真っ先に取り組むべき政策の 1 つだと思いますが、町長の認識をお尋ねいたします。

参考までに、小豆島町の例を挙げます。それぞれの障害者の程度や手帳などによって金額は異なるものの、年額 6 万 6 千円から 3 万 9,600 円の間で給付金事業を行っています。答弁を求めます。

最後の質問は、国民健康保険税の引き下げについてであります。

今日における国民健康保険加入世帯の特徴は、高齢者や失業者、非正規雇用者といった低所得者が中心を占めている点にあり、国民皆保険制度の中で国保が果たす役割は、まさにセーフティーネットであります。

ところが、低所得者層が多く加入する国保の保険税が高すぎて、納めたくても納めきれないと住民から悲痛な声が上がっています。分納、滞納すると延滞金に手数料と、サラ金並みに利子がつきます。本来、社会保障制度であり、低所得者のセーフティーネットであるはずの国民健康保険が、町民から重い税を吸い上げるための制度へと変質しているのが現状です。

昨年は、年金が引き下げられ、今年 4 月からは消費税が 8% に引き上げられ、国民の所得は年間平均 1 人あたり 6 万 4 千円も削り取られます。今こそ、高すぎる国保税の引き下げを、町としてせめて年間 1 世帯 1 万円の引き下げをするべきだと考えますが、いかがでしょうか。三枝町長の認識をお尋ねいたします。

○議長（川本貴也君）

福祉課長 須浪宏和君。

○福祉課（須浪宏和君）

福本議員のまず 2 点目の障害者福祉金制度のご質問に対してお答えをいたします。

障害者及び障害児に対する給付金としましては、国の制度として特別障害者手当、障害児福祉手当などの制度がございます。また、障害児を養育している父母等に対しましては特別児童扶養手当という制度がございます。

議員ご指摘のように、県内市町におきましては、これら国の制度の他に、単独事業として障害者及び障害児に対する給付金を支給しておりますが、市町によって対象者の範囲、対象とする障害の程度、給付金額が異なっております。

土庄町におきましては、町単独事業として、障害を持つ 20 歳未満の児童を養育している保護者に対して、児童障害福祉年金支給事業を実施しておりますが、20 歳以上の方に対する給付金制度はございません。

障害者に対する支援としましては、障害基礎年金のほか障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実が図られてまいりました。また、土庄町におけ

る給付金以外の独自の事業としまして、心身障害者医療費支給事業などを実施しておりまして、一定の経済的負担の軽減を図っているものと考えておりますので、新たな給付金事業を実施することは考えてございません。

3点目の国保税の引き下げに関する質問にお答えをいたします。

国民健康保険の加入者は、かつては自営業の方が大半でございましたが、現状は、会社や役所を退職した方の割合が増え、年齢層が高くなるとともに、議員のご指摘のとおり所得の低い方が多くなってございます。

担当課としましては、できることならば国保税の負担をより軽減したいというところでございますけれども、国保会計が負担する保険給付費は、医療の高度化や被保険者の高齢化に伴い、年々増加しておりまして、平成25年度予算ベースで約14億5千万円に達しております。

一方で、国保税収入は約4億円に留まっております。ご指摘のように1世帯1万円減額するとなれば、国保税の世帯数2,600世帯でございますけれども、税収が2600万円、率にして6.5%減少することになります。このような状況から、税収の減少を補てんする新たな財源が現状では見当たらないことから、保険給付の貴重な財源である国保税の引き下げは困難であると考えております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、福本議員の最初の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

土庄中央病院の退職者は、平成23年度整形外科医が1名です。平成24年度整形外科医が2名、それから内科医1名です。それから平成25年度は小児科医1名・内科医1名・外科医1名でございます。これからですね、いろいろと採用にも取り組んでまいりますが、わが町における医師不足は深刻な状況になってございます。ただ、隣の内海病院については他の自治体ということですので、ここでの報告はできかねますのでご了承いただきたいと思っております。

なお、医師不足の対応としては、今後も引き続き、関係機関・団体と連携して、都市部の医療機関から地域の医療機関に緊急的に医師を派遣する事業などの即効性のある対策を含めて、各医科大学の地域枠と連動した対策などを図っていきたいと思っております。

また、勤務医の過剰な労働も理由の1つということで認識しておりますが、医師が続けて働くことが可能な労働環境の改善にも努めていきたいと考えております。そのためには、行政、医療関係者はもちろんのことでございますが、住民一人ひとりが、地域医療の問題を自分たちの問題と捉えて、当事者意識を持って、その改善、また解決へ向けて取り組む必要があると考えております。

地域住民への意識啓発もこれから継続的にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

今、初めに病院の問題で、内海病院については隣町なので発言できないとおっしゃいましたが、その前にどなたかが質問されたときに久保院長が辞められるというお話、三枝さん、されてましたよ。それには答えてるんですね。答えられるんですよ。矛盾すると思いませんか。それはまた、おいおいお聞きしたいと思いますが、現状の分析について、これまでですね、岡田町長の時代から医師確保は不可能だということが、昨年 10 月で言われてきております。

香川県、香川大学は「現在の両病院の常勤医師が新病院で勤務することを前提に、非常勤医師を応援の形で派遣できるように努力する」ということを言われておる訳ですね。これは三枝町長自身がおっしゃった話です。これでは、町が新病院建設を進める上で、住民に説明してきた青写真を実現することはできません。

当然、住民に説明してきた青写真を実現しようと思えば、退職した常勤医師に代わり常勤医師の確保、なくなった診療科目の再生を、三枝、塩田両町長が責任をもって行わなければなりません。三枝町長はどうやって医師の確保を行うのか、具体的にお聞かせ願ひたいと思います。

なお、これまで「こういう体制をつくって医師確保を努力する」という話は、岡田前町長の時代 2 年間、耳にたこができるほど聞かされてきました。しかし、最後には「できません」と。具体的な話はしないまま、「できません」と岡田町長は投げつけられました。それでも、新病院建設を進めるということをおっしゃり、それを三枝町長は踏襲されているということです。新しい体制をつくったという話ではなくて、三枝町長自身が、何をしようと、具体的にどうやって医師を確保しようと考えているのかをお聞かせ願ひたいと思います。

また、これができない場合、これは住民の命と暮らしがかかった重大な問題であります。責任をどのようにお取りになるつもりか、明確な答弁をお願ひしたいと思います。

2 つ目の質問、障害者の給付金事業でございます。今、須浪課長からですね、基礎年金、福祉サービス、医療費給付事業といった制度があるとおっしゃられました。非常に大切な事業だと思います。こういった事業も当然進めたいと思いますが、私がお話したのは、障害者の方っていうのは、基本的に仕事をしていてもなかなか所得が増えない。低所得者になってしまうという

状況が、現実としてあるんですね。これは課長もよくご存知だと思いますし、三枝町長もご存知だと思います。そういった方を人間らしく生きることを保障しようということで、香川県内8市9町のうち、わが町を含む3自治体以外の自治体は、それぞれこの給付金事業を行っている訳であります。ですので、この給付金事業が大切なんだということを、生活を支える上で必要なんだということを、私は訴えさせていただきましたので、基礎年金とか福祉サービス、これは大事ですが、これを進めながら給付金事業をつくっていただきたいというふうな質問の趣旨であります。

最後に国保税の問題ですけども、これについてはですね、町長の認識をお聞きしたんです。初めて質問する訳ではありませんので、須浪課長の答弁については前回この質問したときにも同じ答弁されてますから、分かっております。私も、他の自治体みたいに一般会計からの繰り入れを行って補てんしていくというふうにすれば、できますよという形でお話もしておりますし、県に対して、土庄町として三枝町長が、補てんをした際の県からの補助を求めていくとか、また、あらゆる基金を使っていく、税金の無駄遣いを削減して、住民の暮らしに回すといった姿勢が求められるし、これをやっていけば実現できるということを訴えてまいりました。今回は町長が変わりましたので、三枝氏の認識をお伺いしたいと思って質問しております。答弁を求めます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは福本議員の再質問にお答えします。

常勤医師をどうやって確保するつもりかということですね。当然、三宅院長を中心にたぶん今から確保していくんですけども、当然、県も絡み、あと自治医大、それから香川医大、土庄は岡山大学の医学部等々ございますので、そのあたりを中心にこれから運動と言いますか、確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

福祉課長 須浪宏和君。

○福祉課長（須浪宏和君）

福本議員の再質問にお答えをいたします。

2点目の障害者給付金に関するものでございますけども、まず議員もご指摘のように、この給付金制度は各市町が独自に単独事業として実施しているものでございまして、例えば事業名ひとつにとりましても、福祉金としたり、あるいは福祉年金としたり、いろいろ様々ございますので、各自治体によって考え方

が少し違うのかなと考えております。

土庄町におきましては、先ほど申し上げました心身障害者医療費支給事業とか、その他に重度障害児が島の外に通院に行った場合の交通費の補助など、独自の考え方のもとで、障害者や障害児の保護者の負担軽減を図る単独事業を実施しております。

また県内市町の中におきましては、障害者に対する給付金から就労支援とか交通費の助成の充実に財源を振り替える考え方の自治体もあるようにお聞きしております。いずれにしましても、どのような施策が有効であるかは、利用者のニーズや地域の実情により異なりますので、それらを踏まえて慎重に検討する必要がありますと考えております。

それから、3点目の国保税の減額に関するご質問でございますけれども、まず国保税の中身として、先ほど予算ベースで約4億円の税収があると申し上げましたが、実質的にその内に、後期高齢者医療支援金と介護保険分が合計で約1億円含まれております。ということは、国保の被保険者が両制度に対して負担することによって、そういった制度を支えているという重要な役目がございます。

また、ご存知のとおり国保税の低所得者世帯については、負担軽減を図るために軽減制度がございまして、具体的には被保険者にかかる均等割と世帯にかかる平等割について7割、5割、2割という率で、所得に応じて軽減する制度がございまして、土庄町の国保世帯の約2分の1がこの軽減制度に該当しております。こういった状況の中で、国保税の軽減を図るとすれば、減収を補てんする手段としては、今実際にやっておりますのが、国保会計の財政調整基金がございまして、それを取り崩しながら繰り入れをして毎年度、予算を組んでいる状況でございますが、その額もですね、保険給付費が増加する中で、毎年度基金の取り崩しが1億円程度に達しております。これ以上取り崩しを増やして基金残高が底をつく、年度間の財源調整機能がなくなりまして、予算編成が困難になる危険性がございます。このような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど須浪課長が話したとおりでございます、同じ認識を持って対応させていただきたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

まず病院についてでありますけれども、やはり「こういう体制をつくる」というお話をされましたけれども、何度も言いますけれども、「こういう体制をつくった」という話は何度やっても意味がありませんので、具体的に医師をどうやって確保するのかということ、きちんと住民に説明していただきたいと思えます。三枝町長自身も議員時代に、岡田町長が10月に医師確保はできないということをおっしゃられたことを聞いておられると思えますし、議会としてもそれをふまえて、医師確保に力を入れてくれという意見書を町に上げるということを行いました。そのときは三枝氏も議員だったと思えますし、医師の確保は厳しいと、まともな説明されてないということをおっしゃられたと思えますから、同じことを今質問しております。きちんと具体的に説明をして、住民が安心できるようにしていただきたい。

私はこれではできないと、医師の確保は、こういう体制を何度繰り返しても、時間稼ぎをどんどんするだけで、結局医師の確保はできないというふうに思っております。

町に対してですね、新病院の建設ではなく、中央病院を軸として今進める医師の新たな医療従事者をつくっていくという計画も、中央病院を軸として進めていっていただきたいということ、ご提案させていただきます。

次に、障害者福祉金についてでありますけれども、本当に今、障害者の暮らしというのは厳しいものがあります。須浪課長よくご存知だと思います。障害者施設など、20歳以上の方ですね、施設で働いておられる方のお声なども、ぜひ町として聞き取りをしていただいて、現状を前向きな打開に、道を拓いていただきたいということを思えますし、まず町長自身が、ひまわりとかそういう施設に行つてですね、障害者の方の声をしっかりと聞いてくるという姿勢が今問われていると思えます。ぜひやっていただきたいというふうに思えます。

国保税についてはですね、今非常に滞納が増えております。この滞納についても住民の方からお声が上がっているのはですね、高すぎて納めきれないと。分納相談を受けて分納すると、延滞金が付いてしまうし、手数料もかかるし、本当に苦しいということをおっしゃられています。そういう住民の声をしっかりと受け止めて、行政を進めていくことが必要だと思います。行財政がどうかといった点からではなくてですね、住民の声に耳を傾ければ、一般会計のあり方、そういった点も考え方が変わってくるはずですし、一般会計からの繰り入れについても見方が変わってくると思えますので、ぜひ住民の方の声をしっかりと聞いて、進めていただきたい。日本共産党としては国保税の引き下げ、特にこの間消費税8%に上がり、住民の暮らしが厳しくなりますので、ぜひ決断をしていた

だきたいということを訴えまして、質問を終わります。以上です。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

3番、山田です。いつものことになりますけど、町税の滞納金徴収と時効による欠損金処理についてお聞きしたいと思います。

欠損金処理と言いますと、専門用語なんですけど、簡単に言えば、町のもらわないかん金を支払わなくてもよくなったということです。払わなくてもよくなったということは、欠損金処理をしたということなんです。それは、税の欠損金処理についてはですね、税法上処理できるようになっております。ただし、それについては、きちんとした理由がいます。その理由が、土庄町は非常に曖昧です。今日、遅くなりましたんですけど、今から執行部なり町長に、初めて町長になられた税を徴収する側の最高管理責任者としての立場からの回答をお願いしたいなと思います。

1月30日に、本年度の臨時議会におきまして、三枝町長の所信表明の中の質問でですね、町長が経営していたホテル2社の固定資産税の不納により、土庄町が時効により欠損金処理をして、支払わないでよい処理を取ったことに対し、当該事実を町長は認め、給料の減額ということで、今の現時点ではなっております。そういう観点からですね、税に対する滞納についてですね、経営不振を理由にですね、欠損金処理することについて、正当性がありますかというのを、まずお聞きしたいと思います。徴収時効が到来するまでにですね、税務課の職員なり、債権管理室の職員がですね、分割払いの契約をすとか、差押えをしなければならぬと税法上なっております。なぜ、差押えをして時効を中断しなかったか、特別な事情があったかどうかということをお聞きしたいと思います。

次に、欠損金処理をすることによってですね、土庄町に損害を与えた件に対して、誰がどういう責任を取るのか。町民のですね、ほとんどの方がですね、各種の税を支払っております。支払わなくて、町に損害を与えたということは、町民につけが回されたという実情についてですね、今後、町執行部はどのような処置を取るのかお聞きしたいと思います。

3番目に、民法上の町の被った損失に対してですね、損害賠償請求が、おそらく住民の間から起こってくると思います。損害賠償請求は10年時効がありますから、まだ十分時間があります。10年前から請求ができます。このような法律なので、必ず住民の方からですね、もうすでに監査請求を要求する旨、また損害賠償の旨の相談があります。それを踏まえてですね、回答をお願いしたいな

と思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

税務課長 中井俊博君。

○税務課長（中井俊博君）

山田議員のご質問にお答えいたします。

まず、経営不振による欠損をすることは正当かというご質問かと思いますが、この経営不振というものについては土庄町が独自に理由付けをしておるものがございます。本来は地方税法第 18 条による地方税の徴収権について 5 年間行使しなかったことによる消滅時効が主な理由でございます。

正当かどうかということでございますが、滞納税をお支払いいただけない場合、当然財産等の差押え処分をしなければならないこととされております。ただ、滞納処分を停止できる要件といたしまして、地方税法の第 15 条の 7 に規定が 3 つございます。滞納処分をすることができる財産がないとき。滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。3 点目が所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。この 3 つの場合には、滞納処分を停止するというところで、滞納処分ができませんので、これが欠損の基準になってくるかと考えております。従いまして、正当かどうかという場合には、最初の大元の考え方が違う訳なんですけど、経営不振で欠損できるかにつきましては、不適切なものであり、今後検討していきたいと考えております。

2 点目の特別な欠損しない事情があったかということでございますが、これについては、現在刑事責任の関係で警察の方からも事情聴取がなされております。そのような関係もあり、状況を見守っておるところでございます。そのようなことから、回答については、控えさせていただきたいと考えます。

損害金について誰が責任を取るのかも含め、今後どのような処置をしていくのかということでございます。これについては、先ほども申しましたように、刑事的な責任につきましては、昨年末、前町長ら 3 人が背任容疑で告発され、現在、警察に関係書類を提出いたしまして、町の関係職員も事情聴取がなされており、その状況を見守っております。民事的な責任につきましては、先の刑事的な責任の状況を見ながら町の顧問弁護士等と相談し、検討していくべきものと考えております。欠損処理した損失金につきましては、一部町民の方からもこのまま放置しておくことは納得できないとの厳しい意見も聞いております。

また声に出さなくてもそう考えている町民の方は多いと考えております。この問題につきましては、町長ともご相談しているところでございます。以上です。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

今、答弁伺ったんですけど、適切な回答になってないんじゃないかなと思います。それは、私の方もあまり期待はしていなかった訳です。どういう理由かと言いますと、土庄町の滞納処分についての徴収規定というのが明確なものがないんです。だから答え言うても、答えられない。そのことを傍聴の方とか町民に知っていただきたかったということです。まともな回答はできないんじゃないかということは、承知の上でお聞きいたしました。それでですね、経営不振によるということで、不適切だという課長の答弁があった件は、まったくその通りやと思います。

この件に関しましてですね、平成18年の12月にですね、別にホテルを経営している会社ですね、前会社が経営不振で整理したためにですね、次引き継いでやるということになって、前会社の固定資産税を一括で2千万円支払いしております。そういう徴収事項はあります。そういうなかでですね、町長が経営していたホテル2つの固定資産税を約3か月後の19年3月に約500万円を欠損金処理をしております。片方では2千万円払え、と。事業を継続するんだったら払えと言うて払わせております。片方では、もうよろしい、と。支払わなくて結構です、というような処置になっております。それはどういう基準になったのかなと聞きたいんですけど、基準はないとのことです。基準はないということは、町長なり、副町長なり、税務課長、税務課長はそういうことはないと思いますけど、「あなたはこの税金は結構ですよ」と言うたら、払わなくてよろしいんですかということです。町長の知り合いが困るとるなど。困るとんやったら、もう税金払わないで結構ですよと、勝手に決めれるんかどうかということです。税務課長はおそらく決めてないと思います。副町長なり町長に上げとると思います。これ、どうしましょうかと。そこで適当に処理をされたと判断しております。その件を回答していただきたいと思います。

それから、ちょっとですね、さっきの損害賠償はおそらく民事上に起こってくると思いますけど、その場合はどうしていくかという、今後いろんな問題が起きてくると思います。景気が悪いですから、滞納も増えております。国保なんかもどんどん増えております。そういうなかで、適切なる、公正なる徴収をしなければですね、土庄町の損失はどんどん膨れていくと思います。そのなかで、先ほど福祉課長が言われとったように、予算が組めないような状況になるんじゃないかなという事態も想定できます。そういうなかでですね、再度この前もお聞きしたと思うんですけど、納付期限が来て支払わなかった場

合に、20日以内に督促状を出すようになっております。督促状を出した日から10日経過した日までに完納されてなければ差押えをせないかんいうふうになってるんですけど、それをしてない訳ですけど、それから5年経ったら時効になります。その間何もしなかった場合は、5年後に時効になって、債権は回収できません。税の債権は回収できません。ところがですね、途中で入金があった場合は、その最後の入金から5年間時効が延びるということになっております。

ところがですね、15年度の三枝町長が経営していたホテル及び三枝町長個人との共有になっている件が、時効になってなかったんがあります。それは、20年度の3月31日に納付しております。それが5年間延びたら、25年の4月1日になる訳です。3月31日が日曜日だったもんですから、時効日は4月1日なんです。ですから、4月2日でないとし効になってない訳です。なっていない金額を、時効を先取りしたような形で消滅させとる訳なんですけど、その金額は36万円ほどなんですけど。そういうことですね、時効になる前の債権、債権は税ですけど、についてはですね、放棄する場合は議会の承認がいるということに、地方自治法ではなっております。地方自治法に違反してですね、3月29日に放棄しております。これはどういう理由で放棄したんですか。それまでの金額について、なぜ差押えしなかったのですか。金額的に何百万とか、1千万以上とかいう金額でない訳なんですけど。そのあたりが、町長は議長をしておりますよ。他の議員よりも報酬も多いし、1年前のことです、これ。1年前のことですよ。1年前のことを町長の所信表明では、「10年前のことやから」とか「社員に任せとったんで知らなかった」と言うておりますけど、1年前に現実こういうことが起きております。この件に関して回答をお願いしたい。

○議長（川本貴也君）

難波副町長。

○副町長（難波正樹君）

山田議員の再質問にお答えをいたします。

以前の18年度の件と19年度の件ということでございまして、明確な回答というお話でございませけれども、先ほど税務課長が申したようにですね、きちっとした明確な理由というものは記載されておられませんので、この部分については少し不明になっております。

（傍聴人より発言あり）

○副町長（難波正樹君）

それから、ご指摘いただきましたですね、これから不納欠損という話がございませるので、今後ですね、そういったことがないように改善をしていくということでお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、もう1つは4月1日の件でございますが、これは少し私も聞いておりますのは、事務上の手続き上ですね、少し手続きミスがあったというふうには聞いております。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

さっきの件なんですけど、副町長の回答なんですけど、債権の放棄の場合は議会の承認があるようになってんですけど、この承認は得てないと思います。1年前にこの案件は出ておりません。議会の承認がなかったら無効になるんじゃないですかね。まず、その回答をしていただきたい。

それから先ほど言いました、町長が10年前のことでもう分からんとか言っておりますけど、1年前に催告書を土庄町から出してあります。滞納者全部に毎年催告書を出してあります。だから知ってる訳ですから。知ってってそういうことは分かりませんということを使うんですけど、それはどうしてそういうことを所信表明で話したのか、回答していただきたいと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

税務課長 中井俊博君。

○税務課長（中井俊博君）

山田議員の再々質問にお答えいたします。

1点目の債権放棄は議会の承認を受けていないから無効ではないかということでございます。私共も今そのあたりについて、県の自治振興課の方へ内容をご説明したなかで、ちょっと是正措置等あれば回答を待っておるところでございます。そういうことで、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、山田議員の質問にお答えします。

1月30日の話だと思うんですけど、分からなかったで分からないという話をさせていただきましたけど、その税金等については、経理と町との話だと思いますし、なんら岡田町長からそういう話は全然聞いておりませんし、どういう形で過去もやってきたかっていうのは全然分かりません。これにつきましては、当然香川県8市9町ありますから、8市8町の流れ等々見ながらですね、これから精査していったらいいかなと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

散会

○議長（川本貴也君）

これにて一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。